

原子力安全協定

[簡単に]

原子力事業者が周辺自治体と結んだ安全に関する協定

[詳しく]

原子力事業者と地元の道府県、市町村、隣接市町村等との間に結ばれている協定のことです。この協定に基づいて、大気、土壌、食物などの放射能の測定・評価、施設の新増設に対する判断、施設の安全確認などが実施されています。

(参考資料：原子力規制委員会 HP 用語集)

<http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/word/9/0314.html>

[角度を変えて]

原子力安全協定は立地地域の自治体によって締結時期は異なります。例えば、福島県は昭和 44 年に、昭和 46 年には静岡県と福井県が、昭和 49 年 12 月に茨城県が締結しています。

日本の原子力に関する法令では、安全確保について国の行政庁だけが統一した規制（監督）をすることになっています。地域住民の安全に責任を持つ地方自治体には、事業所に対し安全面で要求をする法的な権限は与えられていません。しかし、地方自治体も地域住民の安全を担い、住民の立場で原子力事業所の安全を確認する必要があるため、その方策として考え出された仕組みが「原子力安全協定」です。主な内容は次のようなものです。

- ・ 周辺の大気、土壌、農畜産物、海産物における放射線の共同監視（通常は事業者、地方自治体、国の三者がそれぞれ測定）
- ・ 異常時などにおける情報の迅速な連絡・通報義務
- ・ 地方自治体による立入り調査・安全措置要求の受入れ
- ・ 施設の新設または増設、変更に対する地元の事前了解
- ・ 施設の安全確認の実施

(参考資料：ATOMICA)

http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=11-01-05-01

(原子力防災基礎用語集)

http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ke12.html

[わかりやすく伝えるポイント]

福島第一原子力発電所事故後、原子力安全協定を締結する自治体の広域化が議論されている。今後、原子力施設立地および周辺道府県において、原子力事業者と原子力安全協定を締結する自治体に変更・追加される可能性がある。

[関連語]

原子力災害対策特別措置法 → 親見出し参照(p189)

放射線 → 親見出し参照(p1)